

2023年3月10日

特定適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者機構日本
代表理事 副理事長 佐々木幸孝 様

〒100-8222
東京都千代田区丸の内2丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
株式会社メルペイ代理人
弁護士 堀 天 子
同 二 神 拓 也
同 有 村 友 太

ご回答書

前略

当職らは、株式会社メルペイ（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴機構より当社にご送付いただきました2023年2月13日付「申入書」（以下「本申入書」といいます。）に対し、以下のとおり、ご回答申し上げます。

1 申し入れの趣旨1について

当社が徴収していた延滞事務手数料は、お客様が延滞した際に生じる催告等にかかる事務手数料をあらかじめ一定額に定めたものです。

このような催告等にかかる事務手数料を一定額に定めて遅延損害金とは別に徴収することは、そもそも消費者契約に基づき支払うべき金銭を消費者が支払期日までに支払わない場合の損害賠償額の予定又は違約金の定めには該当せず、消費者契約法第9条第2号に反しません。これは、大阪高判平成25年10月17日（消費者法ニュース98号283頁）が判示している（同判決は上告棄却及び上告不受理決定により確定しており、最高裁も同様の立場に立っているものです。）ところです。

また、日本クレジット協会の「包括信用購入あっせんに係る自主規制規則」別紙記載例7においても、催告や弁済の受領に際して要する費用を購入者に負担させることが認められており、実際にも、当社と同様にマンスリークリアでの後払いサービスを提供する事業者が延滞に伴い発生する事務手数料を収受する定めを置いている例は多くみられます。したがって、延滞に伴い発生する事務手数料をお客様にご負担いただくことは、業界慣行となっており、殊更に当社が徴収していた延滞事務手数料のみが不当であったとの事情はないものと考えております。

以上のとおり、当社が徴収していた延滞事務手数料は、その未払残高に対する年率が14.6%を超えるか否かにかかわらず、消費者契約法第9条第2号に抵触するものではございません。したがって、当社はおお客様に対して徴収済みの延滞事務手数料を返還する義務を負っておりませんが、当社が既に延滞事務手数料の定めを廃止したこと、及び、既存のおお客様の費用負担軽減の観点から、既に延滞事務手数料をお支払いいただいたお客様には、お客様が延滞した際に生じる催告等にかかる事務手数料として1回分(300円)の延滞事務手数料のみをご負担いただくこととし、当社は延滞事務手数料を徴収する場合にはお客様のご負担を考慮して遅延損害金を徴収していない運用としていたことを踏まえ、お支払い済みの延滞事務手数料の総額が300円を超える場合は、超過した金額のうち、延滞にかかる利用残高に対して当社の利用規約記載の遅延損害金の利率である年率14.6%を乗じた金額を超える部分を自主的に返還することを決定いたしました。

2 申し入れの趣旨2について

貴機構は、本申入書において、「利息制限法が、遅延損害金の利率の最高限度を29.2%としていることから考え、延滞が解消された時点で、これを上回る延滞事務手数料を徴収している場合は、公序良俗に反する」と主張されておりますが、そもそも、当社のメルペイスマート払いは消費貸借契約を行うものではないため、利息制限法の適用を受けません。また、実際にも、延滞事務手数料は、上記のとおり催告等にかかる事務手数料であり、当社の利益となる性質のものではありませんので、およそ「暴利行為」と評価される余地はなく、公序良俗に反するものではありません。

なお、利息制限法の規定は、遅延損害金の利率が29.2%を超えた場合にその超過分の利息を無効とするに留まります。貴機構は、本申入書において、「延滞している利用残高に対して年29.2%を超える延滞事務手数料を支払った消費者には、受け取った延滞事務手数料そのもの自体を返金すべきである」としますが、超過しない部分も含めて公序良俗に違反して無効となり返金を行うべきと解すべき法的根拠は明らかではないと考えます。

3 結語

以上のとおり、貴機構のご指摘はいずれもあたりません。当社は、上記のとおり徴収済みの延滞事務手数料について、1回分の延滞事務手数料(300円)及び遅延損害金としても徴収することができる延滞にかかる利用残高に年率14.6%を乗じた金額の合計額を超過した金額をお客様に対して返金いたしますが、これ以外の返金を行う予定はございません。貴機構との協議には今後も真摯に応じさせていただきますが、まずは当社の考えをご理解いただけますと幸いです。

草々